

(別記様式5)

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 番 号	佐賀県公安委員会 第333号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	エイト運転代行
	主たる営業所が所在 する市区町村	伊万里市
処 分 年 月 日		令和8年2月25日
処 分 内 容		指示
処 分 理 由		受託運転自動車に対する損害賠償責任保険が 適用されない期間(失効期間中)に自動車運転代 行業を行ったことが判明したため。
根 拠 法 令		・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第12条 ・ 同法第22条第2項
処分を行った都道府県		佐賀県